

土木工事設計変更事例集

1. 契約約款第 18 条に該当する事例

(1) 設計図書の表示に不一致があった事例

- 水路工について、構造図へは記載があったが数量総括表へ計上がなく設計図書に不一致があった。水路を設置する予定が計上漏れであったため、水路工を追加した。

(2) 必要項目に漏れがあった事例

- 躯体工事中に工事車両の通行が頻繁となり一般交通の妨げとなるが、交通誘導警備員の計上がされていなかったため、交通誘導警備員を計上した。

(3) 設計図書と現場状況に不一致があった事例

- 設計図書で示した工事用道路が、工事車両の車幅以上の幅員があったものの蛇行しており工事車両の通行が不可能であったため、新たに工事用道路の施工を計上した。
- 床掘掘削において、図面に示された勾配で掘削したが、土質が軟弱であり崩落が発生したため掘削勾配の変更を行った。＜任意施工であっても現場条件不一致＞
- 工事用道路として敷砂利を施工し車両を通行させる予定であったが、地盤が軟弱でありトラフィカビリティが確保できないことから敷砂利から敷鉄板へ変更した＜任意仮設の変更＞

(4) 予期できない条件が生じた事例

- 支持地盤について、試験杭や現地調査の結果、当初想定していた強度より不足していたため基礎形式の変更を行った。＜工事目的物の仕様の変更＞
- 地下埋設管が工事の支障となったため、地下埋設管の付け替え工事を追加した。＜工事目的物の追加＞
- 歩道を通行止めして道路工事の施工予定であったが、警察署の指導により車道の一部を歩道として確保する必要が生じたため、交通誘導警備員の配置計画の変更を行った。
- 鋼矢板の打ち込みについて、振動、騒音の苦情が周辺住民からあり施工方法の変更を行った。＜施工方法の選択＞
- 擁壁工について床掘後に、周辺地盤に変動が確認されたため暫定的な対策工事として大型土のうを追加した。
- 杭基礎工事において、既成杭が高止まりしたため発注者が設計コンサルタントへ構造の再計算を依頼した結果、許容値であったため杭基礎の施工延長を変更し杭切断費を追加した。

2. 設計の照査の範囲を超える作業が生じる事例

- 仮設土留工において、現地測量の結果、現地盤高さが設計図書で示した地盤高さとは異なっており、構造計算の再計算を指示した。
- 岩盤ラインが当初設計と異なっていたため、計画見直しに伴う追加調査を指示した。

3. 発注者が変更を必要と認める事例

- 地下埋設物占有者との協議により、地下埋設物の移設が必要となったため、移設のための掘削、埋戻を追加した。

4. 工事を一時中止する必要がある事例

- 杭基礎工事において、既成杭が高止まりしたため発注者が設計コンサルタントへ構造の再計算を依頼し変更設計図書が作成されるまでの間、一時中止した。
- 法面工において、法面整形後に湧水が確認されたため設計の再検討を行う必要が生じ、再検討が完了するまでの間、一時中止した。

5. 設計図書の変更が不可能な事例

- 発注者と協議を行わず河川工事における指定仮設である仮締切工の規模の拡大した。
- 受注者の都合による橋梁架設におけるクレーン規格の変更を行った。
- 受注者の都合による基礎工において、碎石の代わりにコンクリートを使用した。
- 受注者の都合によるレディミクストコンクリートの設計図書に示した高炉セメントの代わりに早強セメントを使用した。
- 発注者と協議を行わず行った余堀りによる出来高増加に対する変更
- 受注者の都合による交通誘導警備員、賃料などの経費増加に対する変更